

作成年月日	令和3年3月22日
作成部局名	企画県民部企画財政局 財政課

新型コロナウイルス感染症対策に伴う令和3年度補正予算(案)について

I 補正予算編成の考え方

新型コロナウイルス感染症について、兵庫県への緊急事態宣言は解除されたが、感染の再拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく営業時間の短縮要請を継続することから、要請に応じた事業者への協力金を追加支給する必要がある。

このため、令和3年度補正予算を編成する。

II 補正予算の規模

(単位：百万円)

区分	当初予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳				合計 a + b	前年 同期比
			国庫	特定	起債	一般		
一般会計	2,730,407	15,203	14,207	996	0	0	2,745,610	137.6%
特別会計	1,604,713	0	0	0	0	0	1,604,713	95.1%
小計	4,335,120	15,203	14,207	996	0	0	4,350,323	118.1%
公営企業会計	271,668	0	0	0	0	0	271,668	99.6%
合計	4,606,788	15,203	14,207	996	0	0	4,621,991	116.9%

III 補正予算の内容

- 1 第2期新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の追加支給 15,203,000千円
(地方創生臨時交付金14,207,000、特定996,000)

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、3月8日(月)から31日(水)まで、神戸、尼崎、西宮、芦屋市内を対象に、営業時間の短縮要請を継続することから、支給対象期間を延長

区分	緊急事態宣言に基づく 緊急事態措置	県による要請											
対象期間	令和3年2月8日(月)～ 28日(日) [21日間]	令和3年3月1日(月)～ 7日(日) [7日間]	令和3年3月8日(月)～ 31日(水) [24日間]										
対象地域	県内全域	同左	神戸市、尼崎市、 西宮市、芦屋市										
要請内容	通常、午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類提供は午前11時から午後7時まで)に短縮すること	通常、午後9時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで(酒類提供は午前11時から午後8時まで)に短縮すること	通常、午後9時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後9時まで(酒類提供は午前11時から午後8時30分まで)に短縮すること										
支給額	1日あたり60千円/店舗 ×時短営業日数	1日あたり40千円/店舗 ×時短営業日数	同左										
対象施設	飲食店・遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けている店舗(酒類を提供する店に限定しない)	同左	同左										
負担割合	<table border="1"> <tr> <td>地方創生臨時交付金</td> <td>特定</td> </tr> <tr> <td>県負担</td> <td>市町負担</td> </tr> <tr> <td>協力要請推進枠</td> <td>地方単独分</td> </tr> <tr> <td>8/10</td> <td>2/10×2/3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2/10×1/3</td> </tr> </table>	地方創生臨時交付金	特定	県負担	市町負担	協力要請推進枠	地方単独分	8/10	2/10×2/3		2/10×1/3	同左	同左
地方創生臨時交付金	特定												
県負担	市町負担												
協力要請推進枠	地方単独分												
8/10	2/10×2/3												
	2/10×1/3												

- ・協力開始日から時短要請終了日まで、定休日等を除く全ての営業日に継続して時短営業(休業含む)に協力した店舗単位に支給(定休日や不定休による店休日は時短営業日数から除く)
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、感染防止対策宣言ポスターの掲示が必要
- ・第2期協力金の申請開始日は令和3年4月1日予定